

J R 東海労幹関西地「発」第7号
2 0 2 1 年 1 月 1 3 日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染拡大防止に関しては、昨年12月16日に、J R 東海労幹関西地「発」第5号を申し入れているが、新型コロナウイルスの感染状況は大変厳しいものとなっている。

1月11日では、全国で感染者数が約29万人、死亡者数が4千人を超えている。東京都などにおいては緊急事態宣言が発出されている。

サービックにおいても感染者が発生するなど、誰が感染してもおかしくない状況にあり、職場におけるクラスター発生の恐れもある。東京都交通局(都営地下鉄大江戸線)における新型コロナウイルス集団感染は他人事ではない。

このような状況において、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策は一刻も早くさらに強化しなければならない。

よって、以下のとおり申し入れるので早急に対策を講じること。

記

1. 全事業所において早急に自宅待機を実施すること。自宅待機は恣意的な判断ではなく平等に指定すること。また、自宅待機中に課題を課すことはやめること。
2. 全事業所において検温を実施すること。また、検温を勤務時間内で実施することが出来ない場合は、5分間の超勤を支給するか、退出時刻を5分早めること。
3. 体温が37.5℃以上の場合や濃厚接触者に指定されて出勤が出来なくなった時の勤務認証は、賃金を100%補償した自宅待機とすること。また、感染した場合の勤務認証についても、同様に賃金を100%補償した自宅待機とすること。

以上